一宮市告示第492号

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地の面積（㎡）	指定解除日
18-28	一宮市開明字大橋北5番1の一部	504㎡の内330	令和8年10月31日

令和8年11月2日

一宮市長　　中野　正康